

佐竹義人（義憲）についての基礎的研究

本間，志奈

(出版者 / Publisher)

法政大学大学院

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

大学院紀要 = Bulletin of graduate studies / 大学院紀要 = Bulletin of graduate studies

(巻 / Volume)

75

(開始ページ / Start Page)

152

(終了ページ / End Page)

142

(発行年 / Year)

2015-10-31

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00012239>

佐竹義人（義憲）についての基礎的研究

人文科学研究科 日本史学専攻
博士後期課程三年 本間 志 奈

はじめに

佐竹氏第十二代当主佐竹義人（初名義憲。以下、改名問題を扱う場合以外は、義人と表記す）は、関東管領上杉憲定の次男であるが、応永十四（一四〇七）年に十一代義盛が後嗣のないまま没したため、請われて後を継ぎ、義盛の娘（源姫）を妻とした。しかし、佐竹氏の有力庶流山入与義をはじめ、これを喜ばない一族が多く領国常陸国への入国が困難であった。状況を危惧した鎌倉公方足利持氏の後援を得て、義人は翌年ようやく入国することとなったのである。上杉禪秀の乱後、功により鎌倉府の評定頭人に任ぜられ、その後も幕府と鎌倉府との対立の間にあつて、家督相続の際の恩に報いるように終始鎌倉公方に立ち、幕府方に立った山入祐義と競合、応永三十二（一四二五）年、両者で半国守護として常陸守護職を分け合う措置がなされた。

永享に入つて鎌倉公方持氏と時の関東管領上杉憲実（義人従兄。加えて憲実は義人次男の実定を猶子としていた）との関係が悪化すると、義人はそれまで同様、一貫して持氏を支持する。しかしそれは、上杉氏を実家とするが故に佐竹当主たり得ていた義人にとって、後ろ盾を失うことを意味していた。その後、敗れた持氏が死去すると、義人は上杉氏との関係を慮つてか、家督を嫡男義俊

（初名義従。以下、義俊と表記す）に譲つたが、なおも実権は掌握しつづけるのである。

持氏の死去後、結城合戦で持氏派が一扫されると、幕府の追討をうけるはめに陥つたが、嘉吉の変（嘉吉元年（一四四二）年）で將軍義教が横死したため、事なきを得た。

しかしながら、山入氏など庶家の抵抗は依然として強く、さらに晩年は義人が実家上杉氏との関係改善を図り、当主の義俊を遠ざけ次男実定を偏愛したため、享徳元年（一四五二）年には義俊と孫の義治が居城（太田城）を追放され、更に上杉憲実までが実定を正式に上杉氏の後継者に迎えて上杉の家名と関東管領の地位を譲ろうとしたことから上杉氏の家宰である長尾景仲と対立するなど、家中はますます混乱した。^①

以上のような評価が義人についての定説であり、概ね妥当と思われる。だが、残存史料数の制約からか、義人のみを扱った先行研究の数は少なく、さらに、その晩年である享徳期の動向については、未だ解明の余地があるように思われる。そこで、本稿では、主に先行研究で評価が分かれている点や、義人の晩年の動向について若干の考察を行うこととする。

一 改名および花押の変化の契機

本章では、義憲から義人への改名の契機、また、花押の変化の契機についていくつか指摘しておきたい。なお、義人の改名や花押の変化については、発給文書を整理した新田英治氏の詳細な研究^③があり、正確な分析であると考えられるため、これを基礎にして論を進める。

1 佐竹義憲から義人へ

『新訂寛政重修諸家譜』（以下『家譜』と略記す）は義人について、「初義憲 義人 龍保丸 七郎 右馬助 左馬助 左衛門佐（寛永系図右衛門佐） 右京大夫^④」としている。

新田氏による改名時期の分析は以下の如くである。

義人の史料上の初見は、応永十五（一四〇八）年十月十七日付け沙弥長基（上杉憲定）^⑤奉書の宛所に「佐竹龍保殿」と記されたものである。「義憲」との署名の初見は、応永二十四（一四一七）年六月一日付け二方兵部大輔宛感状^⑥であり、永享八（一四三六）年発給と比定される閏五月二十三日付け書下まで^⑦確認できる。応永二十一（一四一四）年八月の時点で「左馬助^⑧」と呼ばれていることから、この時期には既に成人して「義憲」と名乗っていたと考えられ、つまり、少なくとも応永二十一年八月～永享八年閏五月二十三日までの間は、「義憲」を名乗っていた。

「義人」との署名で発給年が明確なものの初見は、宝徳二（一四五〇）年二月十六日付け赤須兵庫助宛紛失証状^⑨であるが、これに据えられた花押はC型（詳しくは後述するが、義人の花押にはA～C型の三タイプ^⑩が存在する。図版①^⑪）に属するものであり、年次未詳ではあるが義人との署名及びB型花押が見える史料^⑫の存在から、「義人」と称したのはC型花押の初見である文安二（一

四四五）年二月七日よりも前ということになる。

右の様な新田氏の分析から、花押A型からB型への変化が応永三十（一四二三）年三月～正長三（一四三〇）年の間にあることを踏まえると、改名と花押の変化が同時でないことが判る。新田氏は「義憲」から「義人」への改名の契機について述べてはいないが、永享八年閏五月二十三日から文安二年二月七日の間で、改名を促す切っ掛けを探すと、佐藤博信氏が指摘しているように、永享の乱による鎌倉公方足利持氏の死およびそれに伴う家督交替であろう。

次に掲げる史料①も、持氏死去の永享十一（一四三九）年二月十九日以降の改名を示す証左となろう。

【史料①】 佐竹義憲書状^⑭

大繩かたへ、御状披見仕候了、仍今度半者為防戦、又者此御調儀、上様江可為無二之御忠節候間、為此方、殊可然令存事候、猶々大野・奥沢両所并彼城主被討取候事、則上様江申候了、定可被成 御書候、委細使節二申候間、令省略候、恐々謹言、

十一月廿一日 右京大夫義憲（佐竹）^⑮（花押）

謹上 白川修理大夫殿

史料①は既に新田氏によつて、宛所である白河直朝の修理大夫補任が成された永享四（一四三二）年五月二日から文安二年二月七日の間の発給であろうと推定されている。しかし、さらに発給年の幅を狭めることが可能であろう。史料①の発給年を探るポイントとなるのは、傍線部の「上様」が誰を指しているのか、ということである。

足利成氏の鎌倉公方就任時期については諸説あるが、いずれも文安二年以降である。「義人」ならともかく、「義憲」が成氏を上様と呼ぶ可能性はない。し

たがって、「義憲」が「上様」と呼ぶのは持氏なのである。つまり、この点から見ても、史料①の発給は持氏生存中の永享十一年二月十九日以前といえる。また、永享十年頃から白河氏は幕府方に付くことを明らかにしたようであるから、史料①は、永享四年五月二日から永享十(一二四三八)年十一月二十一日の間の発給といえるのである。

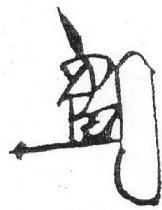
2 花押の変化について

次に、花押の変化についても新田氏の分析を見ていこう。

義人の花押は先にも述べた通り、A→C型の三つに分類できる。A型は所謂上杉様であり、彼の父上杉憲定の系統を引くものといえる。A型花押は、応永三十年三月頃までは現在確認できている。その後、正長三年五月になると、花押の形状に劇的な変化が見られ、これをB型とすると、永享十一年三月頃まで確認できる。そして、文安二年二月頃になると、B型花押の右肩が少し変化してC型が現れるのである。



図版① 花押A型



図版② 花押B型



図版③ 花押C型

※図版①～③はいずれも新田氏論文から転載

新田氏は花押の変化の契機については言及していないが、改名がその契機でないことは先にも明らかであり、花押を変化させる要因が他にあったと推測できる。花押が変化した具体的な日付が判明するわけでもないため、その要因を断定することはできないが、考えられ得る契機を以下に挙げたい。

まず、最も大きな変化が成されたA型からB型への契機であるが、現存する

史料を見る限り、応永三十年三月から正長三年五月三日までの間に、上杉様から武家様へと劇的な変化を遂げる。この間の大きな出来事としては、応永三十二(一二四二五)年の將軍足利義量の死去、応永三十五(正長元・一二四二八)年の前將軍足利義持の死去などがある。いずれも武士にとっては少なからず衝撃を受ける出来事ではあるのだが、幕府と対立する鎌倉公方足利持氏と親密な義人にとって、二人の死去は花押を変化させる直接的な要因とは考え難い。

では、他に契機となり得る出来事はなんだろうか。最も可能性が高いと思われる出来事は、応永三十三(一二四二六)年正月の足利持氏の御判改めである。この時、持氏の花押はそれまでのものから武家様(足利様)へと劇的な変化がなされている。先にも述べた通り、義人の持氏に対する忠誠は絶対的であり、鎌倉府(足利持氏)の後ろ楯によって佐竹惣領たり得ていた義人が、持氏に倣ったと考えることは十分に可能なように思われる。

次に、B型からC型への変化の契機についてだが、改名がその契機でないことは先にも述べた。永享十二(一二四四〇)年から文安二年の五年の間に、花押に微妙な変化をもたらす契機があったと考えられるが、この間は結城合戦・嘉吉の変などがあり、どちらも義人にとっては重要な事件であるため、簡単に述べることはできない。或いは、嫡子義俊への家督交替が契機だったかもしれない。

二 晩年の義人―享徳の乱に際して―

義人の晩年は、享徳の乱の只中であつた。享徳三(一二四五)年末に勃発した乱は、文明十四(一二三八)年十一月に和睦するまで、関東一円に争乱をもたらし、関東地方における戦国時代の遠因とされている。鎌倉公方足利成氏による関東管領上杉憲忠の暗殺に端を発した享徳の乱は、関東の国人達を鎌倉公

方（古河公方）・上杉氏・堀越公方（幕府）のそれぞれの勢力に分かれさせ、さらにはその各家中をも二分、三分させる複雑な様相を呈した。佐竹氏も他の国人達同様、家中が義俊派と実定派に二分されていた。義俊は足利成氏に、実定は幕府に与していたとされている。だが、義人については先行研究でその立場は分かっているのである。義人の享徳の乱での立場について、佐藤氏は言明こそしていないが、義俊支持を想定させる定説とは異なる説を、佐々木倫郎氏は実定支持の定説を唱えておられる。はたして、享徳の乱で義人はどのような立場にあったのだろうか。

1 義人の動向

享徳の乱勃発以前に、佐竹氏は既に義俊派と実定派に二分されていた。享徳元年に「佐竹五郎（義俊）・六郎（実定）合戦」⁽²⁴⁾と呼ばれる惣領を懸けた争いが起こっていたのである。

先の永享の乱では一貫して鎌倉府（足利持氏）派であった義人だが、次男実定を関東管領上杉憲実の養子に入れるなど、実家である山内上杉氏との関係は断絶と呼べるほどの決定的な破局を迎えてはいなかった。実定の山内上杉氏入嗣は、家督継承を前提としたものであったとされているが、結果的には憲実の長子憲忠を推す長尾景仲等の反発によって失敗する。破談になった実定は、おそらく文安四（一四四七）年六月以前には常陸に戻っていたとされるが、その後も上杉様の花押を使い続け、山内上杉氏との関わりを意識していたようである。⁽²⁹⁾この実定の帰国が佐竹宗家を二分する争いの種となったのであろう。

破談したとはいえ、関東管領職を引き継ぐ寸前だった実定が、帰国後ただ兄義俊の下に甘んじていたとは考えがたい。結論からいえば「合戦」にまで及んだわけであるから、おそらく実定は義俊に換わろうとしたのだろう。この時、義俊は成氏から「惣領」⁽³¹⁾として支持され、実定は父義人や江戸氏・山入氏の支持を得たとされている。⁽³²⁾実際、義俊は本城太田城を追われているから、義人は

実定を支持したといえるのだろうか。

息子二人の対立は、享徳の乱中においては、先行研究が説くように、義俊Ⅱ成氏派、実定Ⅱ幕府派（上杉派）となる。したがって義人は実定と行動を同じくしたと想定されようが、実際は多少異なるようである。

【史料②】 足利成氏軍勢催促状写⁽³³⁾

「同前」

属右京大夫手、不日馳参、可抽忠節之状、如件、
（佐竹義人）

享徳四年正月七日
（四五五）

（足利成氏）
（花押影）

大山因幡守殿

【史料③】 足利成氏軍勢催促状写⁽³⁴⁾

「足利左兵衛督成氏朝臣書」

佐竹右京大夫致同道、不日馳参、可抽忠節之状、如件、
（義人）

□徳四年正月廿九日
（享）

（足利成氏）
（花押影）

□山因幡守殿
（天）

【史料④】 本間直季副状写⁽³⁵⁾

「本間前近江守直季添状」

就右京大夫参上、被成御教書候、令同心、早々被馳参、可被致忠節之由、
（佐竹義人）

被仰出候、恐々謹言、

正月七日

前近江守直季（花押影）
（本間）

謹上 大山因幡守殿

史料②・③は、成氏からの一方的な軍勢催促と見ることも可能だが、史料④

の存在により、右京大夫である義人が成氏の要請に応えて出陣したことが判る。つまり、少なくとも享徳の乱勃発当初、義人は成氏方として行動した実績があるということだ。義俊を支持していた大山因幡守に対し既に出陣している義人に従って参陣するように求めていることから、義人と大山因幡守との間に距離感があること（これはつまり、義人と義俊の間にも距離があり、義人の実定支持を示すことになるうか）、また、義人がいち早く成氏に応じたことが判る。

義俊・実定の勃発当初の動向は実は判然としない。腹心大山氏が軍勢催促を受ける状況であったことを考えると、勃発から十日程度で出陣した義人に比べ、正月二十九日の段階でも、義俊は成氏方に参陣していなかったと思われる。だが、義俊は、享徳元年の「五郎・六郎合戦」時から「惣領」として成氏の支持を得ていたから、遅かれ早かれ成氏を支持したであろうことは容易に想像できるし、事実そうである（義俊の動向については後述する）。そしてまた、勃発段階の史料では追えないが、破談以降も上杉様の花押を使い続けた実定が、上杉を支持するのも当然であるように思われる。これらのことを踏まえると、佐藤氏が想定される通り、義人・義俊は成氏方、実定は上杉方であったといえるのだ。

だが、佐々木氏は義人は実定を支持していたとする。その根拠として、享徳元年の義俊の太田城退去以後も義人は在城し、寛正六（一四六五）年に実定の死去以降、応仁元（一四六八）年十二月の自身の死去まで継続していたこと、また、義人の死去後、実定の子義実が太田城から水戸城へ移ったことを挙げている。⁽³⁸⁾

義俊が太田城を離れたことは事実であり、また、「一族」の支持を得ていたとされる義俊に対し、父を失った義実が約二年間は本城に残っていたことは、⁽³⁹⁾佐々木氏の主張（義人による後見）にも説得力を持たせているのである。

では、これらの事象をどう読み解くのが妥当であろうか。乱の勃発当初は成

氏方として出陣した義人だが、何かを切っ掛けに上杉方、もしくは幕府方に転身したと考えるべきであろう。その切っ掛けは、享徳四（康正元・一四五五）年六月の幕府軍の関東到着ではないだろうか。享徳の乱に際し佐竹氏同様、家中を二分した宇都宮氏の事例がヒントとなる。当時の当主宇都宮等綱は、宝徳二（一四五〇）年に成氏と関東管領方長尾景仲・太田資清等との対立が招いた江の島合戦では成氏方に与したにも関わらず、享徳の乱勃発後は反成氏として幕府方に与した。⁽⁴⁰⁾等綱が幕府方へ転身した要因として、幕府軍の関東到着が先行研究で想定されている。⁽⁴¹⁾また、『鎌倉大草紙』にも、幕府軍の到着を受けて幕府方へ転身した武士が多かったことが記されている。⁽⁴²⁾おそらく、義人の転身も同様の理由からであろう。想像を逞しくすれば、成氏と上杉憲忠（長尾景仲）の争いの時点では、実定から関東管領職を奪った形の上杉氏ではなく成氏に与したが、成氏と上杉氏との争いから、成氏と幕府との争いになった時点で、義人は幕府を選択したのかもしれない（或いは、実定もこの時点で転身したのかもしれない）。

2 佐竹左京大夫は誰か

さて、もう一つ、先行研究で評価が分かれている点がある。それは、長祿四（寛正元・一四六〇）年四月二十八日付御内書案（史料⑤）および同年十月二十一日付御内書案（史料⑥）に現れる「佐竹左京大夫」に比定される人物である。

【史料⑤】御内書案⁽⁴³⁾

同奉同之説、就関東事、去年出陣国中之旨、被聞食畢、尤神妙、別而運計略勵戦功候、於其方時宜者被憑思召候、次江戸但馬入道事、代々忠節異于他候之条感悦候、委曲尚勝元^(細川)可申下候也、

四月廿八日 御判

佐竹左京大夫とのへ 右馬頭定事也

【史料⑥】御内書案⁽⁴⁾

寛正三年九月十二、太田上野介有来臨奉也、
成氏討治事、早速可令出羽・奥州両国軍勢等出陣之旨、被仰遣之訖、諸
篇加談合白川修理大夫、抽戦功者可被行勸賞、委曲猶貞親可申下也、
十月廿一日 御判 御判出事同前

佐竹左京大夫殿

この二通の宛所である佐竹左京大夫に、佐藤氏は義俊を、佐々木氏は実定を比定している。

ではまず、義俊の動向を追ってみよう。

義人の嫡子義俊は、永享の乱後に発給文書が確認できることから、その頃に家督を譲られ、二頭政治を行ってきたとされている。⁽⁴⁵⁾ だが、おそらく弟実定の帰国を契機に関係が悪化、享徳元年には当主でありながら本城太田城を追われ、「佐竹五郎・六郎合戦」と呼ばれる戦闘状態に入ることとなった。太田城を追われた義俊は、まずは、大山因幡入道常金を頼って孫根城（茨城県東茨城郡桂村）へ入り、その後、太田城復帰直前には、太田城北の大門城（茨城県常陸太田市）に移り、実定（義実）派への圧力を強化した。⁽⁴⁶⁾

義俊が惣領として成氏に支持されていたことは先に述べたが、享徳の乱中に義俊が成氏派であった根拠とされるのは、次の史料である。

【史料⑦】足利成氏書状⁽⁴⁷⁾

〔端裏〕

〔切封墨引〕
義俊・義治の事、如年来相守無二致忠節者、可然候、敢不可存私曲候也、
十二月廿六日

（佐竹）
（足利成氏）
（花押）

小野崎越前守とのへ

史料⑦の具体的な発給年は不明だが、享徳元々長祿四年の間の発給とされている文書で「五郎」と呼ばれていた義俊が「義俊」と呼ばれ、嘉吉三（一四四三）年生まれとされる子息が「義治」と呼ばれていることから、早くとも長祿年間に発給された文書と言えよう。つまり、享徳の乱勃発以降、一定期間は確実に成氏派であった。その後、転身したようであるが（詳しくは後述する）、少なくとも惣領を争っていた実定が寛正六（一四六五）年九月に死去するまでは、成氏派であったと考えることは可能であろう。

そうであるならば、幕府が史料⑤・⑥の如き文書を義俊に発給することはまずないと考えられる。同じく「御内書案」中に幕府から成氏派の武士に宛てた文書が見られるが、そこにははっきりと降服（転身）を促す文言が記されているため、同じく成氏派の義俊が「可被行勸賞」などと命じられる立場になるはずもない。したがって、佐竹左京大夫を義俊とすることは不可能であろう。義俊ではない場合、実定ということになるかと思う。佐々木氏の指摘の通り、当時実定が佐竹家督、またはそれに準じた立場にあったことは確かであり、何ら異議はない。だが、佐竹左京大夫を実定に比定することには、若干の疑義が残るのである。

佐々木氏は実定の名乗りの変遷を、六郎↓左京大夫↓常陸介とする（佐藤氏も義俊の名乗りの変遷を五郎↓左京大夫↓（伊予守）↓前伊予守としている）。⁽⁴⁸⁾ この時期の官位相当制が正確かどうかについて述べるつもりは毛頭ないが、父である義人の存命中に、息子がその官位を越えることには不自然さを覚える。同じく二頭政治を行っている奥州の白河氏も、入道した父直朝の修理大夫に対し、当主である子の政朝は弾正少弼なのである。父子、兄弟でそれぞれ違う勢力に属した場合に、子や弟が父や兄の官位を越えるということはあろうが、同

じ勢力内で父の存命中に子の官位が父を越えるということには、やや抵抗がある。後に、「前伊予守」と名乗る義俊から「老父義人」と呼ばれていることから（史料⑧）、義人は入道していた可能性が低いと考えられ、この時期も義人は右京大夫であったと思われるのだ。

右の如き疑問が認められるならば、史料⑤・⑥の「佐竹左京大夫」には義人を宛てることも可能であると思われる。左右の誤記はよくあることであり、写ではあるが嘉吉元（一四四一）年に比定される細川持之書状^⑤では、義人を指して「佐竹左京大夫」としている。ならば、案文である「御内書案」もまた、誤記であったと考えることも十分に可能であろう。義人の年齢についても長祿四年には六十歳であり、実際に戦場に立つことや、全盛期を迎え幕府からの期待も大きい白河直朝とその立場を並べることに何の障害もない。したがって、「佐竹左京大夫」が義人である可能性も高いのではなからうか。

三 義人と義俊の和睦

最後に、義人の最晩年について考察してみたい。これまで、義人と義俊の関係は、最後まで対立関係にあったとするのが定説であり、細かい言及がなされることは無かったように思われる。しかし、史料⑧・⑨の存在（直接的には史料⑧）が、二人の対立関係に変化があつたことをうかがわせるのである。

【史料⑧】佐竹義俊書状^⑤

先日御返事、委細示給候之条、恐悦之至候、就其老父義人、判形於被進之候、在所之事、於義俊も、不可有相違候、堅預御合力候者、可申談候、猶以何事候共、始末無余儀、可申承候、御同心可為本望候、心底口上申候間、不能審候、恐々謹言、

十一月六日
（佐竹）
前伊予守義俊（花押）
謹上 白河殿^④

【史料⑨】佐竹義俊書状^④

兩度進状候処、御返事本意至候、就其重而判形於可進之由承候之間、進之候、当国郷莊之内東河内・西河内并深萩之村去進之候所実也、但御合力一途行候者、無相違可有御知行候、然者、不移時日山縣口江一勢被進差御調義肝要候、年内無余日候之間、一日も早速御合力所仰候、恐々謹言、

十一月廿一日
（佐竹）
前伊予守義俊（花押）
謹上 白河修理大夫入道殿^⑤

右の史料⑧・⑨は佐竹義俊から白河直朝に宛てられた書状で、過去に父義人と直朝との間で交わされた所領の去り渡し^⑤を義俊も認め、さらに新たな所領の去り渡しを行うことで直朝の合力を求めるものであり、年次未詳ながら同時期の発給といえよう。そしてこの二通は、発給時期の義俊の立場を具に語っている。

まず、その内容から見ていくが、過去に義人が直朝へ去り渡した所領は、宮河内・利員の二所であり、義俊が直朝へ去り渡した所領は、東河内・西河内・深萩の三所である。これらの場所は太田城から北へ向かう街道の要所や、太田城からほど近い場所であり、義俊が直朝との関係構築を希望し、合力を求めることへの必死さがうかがえる。そして何より、対立関係にあったはずの義人の存命中に、義人の去状を再認定していることは、義人と義俊の対立関係に変化があつたことを示唆しているよう。後の文明三（一四七一）年九月に、同年五月に成氏方から幕府方へ転身した小山持政が直朝に対して「佐竹事、其方近隣之間、毎々被仰談候者、彼方不被存等閑候」と依頼していることから、文明三年

以前に、義俊は成氏方から幕府方へと転身していたと考えられる。

次に、これら二通の発給時期が重要になるのだが、ある程度の時期の限定は可能である。まず下限だが、史料⑧に「老父義人」とあることから、義人の存命中であることが判る。義人の没年月日は『家譜』や系図などから、応仁元（一四六七）年十二月二十四日であることが判るため、つまり、史料⑧・⑨は応仁元年十一月廿一日以前の発給であるといえる。宛所である直朝は、自己の利益のために動いた結果、成氏方に与したような印象を与えることもあるが（成氏方から出陣を求められることもしばしばあったが、直朝が応じた形跡はない）、成氏方に追われた宇都宮等綱を保護したり、文正元（一四六六）年六月には將軍足利義政から戦功を認められるなどしているため、戦乱の当事者である関東の武士達のように積極的な行動をとったとは言い難いが、幕府方であったと評価することはできよう。したがって、幕府方であった直朝に対し、太田城周辺の切迫した状況への対応を求める史料⑧・⑨を発給した時点、応仁元年十一月二十一日以前に、義俊は既に転身していたといえる。

では上限は求められるだろうか。先に見たように、長禄年間までは義俊は成氏方であったから、それ以後の発給とすることができる。惣領を争っていた実定の死去が寛正六（一四六五）年九月二十五日であるから、あるいはそれ以降とすることも可能かもしれない。そうであるならば、二通は寛正六年十一月六日以降、応仁元年十一月二十一日以前という約二年の間の発給であったとすることができよう。

義俊の幕府方転身が即ち義人との和睦であったと断ずることはできないが、史料⑧・⑨を発給した時、つまり、義人の存命中に和睦（対立関係の解消）が成立していたのは確かであろう。実定派であった山人氏が、延徳二（一四九〇）年に義治（義俊嫡男）の死去後に太田城を急襲し、義治の子であった義舜を退去させ対立が再開されることも、実定派（義人）と義俊派と間で和睦が成され

たことを思わせる。また、実定の跡を継いだ義実の太田城退去が「出奔」と表現されていることは、自発的行動であることをうかがわせ、義俊・義治父子が強引に太田城に戻ったとは思えない。このことから、義人の存命中に起きた義俊・義治の太田城帰城は、互いの了解のもと、平和的に行われたといえるだろう。

むすびにかえて

以上、佐竹義人（義憲）について、先行研究で触れられていない点や、評価が分かれている点について、先行研究に依拠しつつ、また、推測を重ねた部分も多いが考察を進めてきた。

まず、改名および花押の変化については、その契機を求めると、鎌倉公方足利持氏の強い影響を受けたであろうことが想定され、持氏の支持によって佐竹惣領たり得ていた義人の、持氏に対する思い入れの強さを垣間見ることができた。

次に、享徳の乱勃発当初の佐竹氏の動きを明らかにすることで、鎌倉公方足利成氏と関東管領上杉憲忠の対立として起きた乱の初期は、義人が誰よりも早く成氏方へ参陣したが、やがて幕府軍が関東に到着し、成氏方と幕府方との争いに変化したことを切っ掛けとして、義人が幕府方へ転身したのではないかとした。さらに、これまで評価の分かれていた「佐竹左京大夫」には、義人を想定することも可能であろうと指摘した。

そして、その最晩年については、これまで義人と義俊は対立したままであったとされてきたが、義俊の白河直朝宛書状の存在が、義人と義俊の関係の変化を示し、義人の生存中に和睦が成され、義俊・義治父子の太田城帰還が叶ったのではないかと考えた。

残存史料の数的・質的制約から、いずれの点についても雑駁な考察であり、可能性を指摘する程度にとどまったことは事実だが、それでもこれまでの義人への評価とは異なる視点を提示できたのではないかと思う。

註

- (1) 主なものとして、渡辺世祐『関東中心足利時代之研究(改訂版)』(新人物往来社、一九九五年。初刊は雄山閣、一九二六年)。百瀬今朝雄「主な鎌倉府」(『神奈川県史 通史編一』第三編第三章第三節、神奈川県、一九八一年)。新田英治「中世文献調査報告(二)」(『茨城県史研究』五一、一九八三年)。佐藤博信「十五世紀中葉の常陸佐竹氏の動向―特に義憲(義人)・義頼(義俊)・義治をめぐって―」(同氏『続中世東国の支配構造』思文閣出版、一九九六年)。佐々木倫朗「佐竹義舜の太田城復帰と『佐竹の乱』」(同氏『戦国期権力佐竹氏の研究』思文閣出版、二〇一一年。初出は一九九八年、補訂・改稿して所収)。黒田基樹「関東管領上杉氏の研究」(同氏編『シリーズ・中世関東武士の研究 第十一巻 関東管領上杉氏』戎光祥出版、二〇一三年)などが挙げられる。

- (2) 註(11)に掲げた論考の多くは、上杉憲定から憲忠への関東管領職の継承問題を述べる際に、当事者の一人であった佐竹実定の背景を記す上で、佐竹宗家内の問題として触れられている。義人・義俊・実定の関係を詳しく取り上げたものとしては、佐藤氏・佐々木氏(ただし、佐々木氏はその前後約一〇〇年間に渡って繰り広げられた「佐竹の乱」の一部として扱っておられる)の論考が挙げられる。

- (3) 前掲註(11) 新田氏論文。

- (4) 『新訂寛政重修諸家譜 第三』(統群書類従完成会、一九六四年)。

- (5) 「鹿島神宮文書」(『茨城県史料 中世編Ⅰ』鹿島神宮文書「一一九」。

- (6) 「秋田藩家蔵文書」(『茨城県史料 中世編Ⅴ』「秋田藩家蔵文書四八」四七)。

- (7) 「阿保文書」(『茨城県史料 中世編Ⅳ』「阿保文書」一五)。

- (8) 「安本文書」(『神奈川県史 資料編三上』五五一七)。

- (9) 「秋田藩家蔵文書」(『茨城県史料 中世編Ⅴ』「秋田藩家蔵文書五〇」二二)。

- (10) 前掲註(11) 新田氏論文参照。新田氏は現存する義人花押の全てを掲載されている。

- (11) 「秋田藩家蔵文書」年未詳卯月十二日付け佐竹義人書状写(『茨城県史料 中世編Ⅳ』「秋田藩家蔵文書七」二三)、「八雲神社文書」年未詳十二月十八日付け佐竹義人書状(『鎌倉市史 史料編一』「八雲神社文書」四〇二)。

- (12) 「秋田藩家蔵文書」文安二年二月七日付け佐竹義人知行充行状写(『茨城県史料 中世編Ⅳ』「秋田藩家蔵文書七」二五)。

- (13) 前掲註(11) 佐藤論文。

- (14) 「東京大学白川文書」(『白河市史 五 史料編二古代・中世』第二編中世Ⅰ文書(以下、『白』と略記する)、五三八)。

- (15) 「白河證古文書中先代白河家蔵」永享四年五月二日付け藏人頭人藤原忠長奉口宣案(『白』四九三)。

- (16) 白河氏・小峯氏が幕府の求めに応じて積極的な軍事行動に出た形跡はほとんどないが、永享十年頃から幕府方の発給する軍勢催促等の文書にその名が記されるようになったり、所領問題等で便宜を計らわれたりした上、上杉憲実、足利満直等とも交渉している様子が確認できるため、幕府方についてと評価できよう。

- (17) 「鳥名木文書」応永三十年三月日付け鳥名木國義軍忠状(『茨城県史料 中世編Ⅳ』「鳥名木文書」八)。

- (18) 「秋田藩家蔵文書」 永享十一年二月二十九日付け佐竹義人書下写 (『茨城県史料 中世編Ⅳ』「秋田藩家蔵文書七」二四)。
- (19) 前掲註 (12)。
- (20) 「喜連川判鑑」 応永三三年正月十六日条 (『続群書類従 5上』)。
- (21) 前掲註 (11) 佐藤氏論文。永享の乱後に義俊の発給文書が確認できるようになることから、この頃に家督を譲られ、義人・義俊の二党政治が行われてきたとされている。
- (22) 前掲註 (11) 佐藤氏論文。
- (23) 前掲註 (11) 佐々木氏論文。
- (24) 「秋田藩家蔵文書」 年未詳八月十六日付け足利成氏判持写 (『茨城県史料 中世編Ⅳ』「秋田藩家蔵文書七」六)。
- (25) 前掲註 (11) 各氏論文。
- (26) 前掲註 (11) 百瀬氏論文。
- (27) 前掲註 (11) 各氏論文。
- (28) 前掲註 (11) 黒田氏論文。
- (29) 前掲註 (11) 新田氏論文。佐藤氏論文。
- (30) 前掲註 (11) 黒田氏論文。「康応記録」によれば、実定は上杉憲実から重代文書と家督を譲られていたとする。
- (31) 「秋田藩家蔵文書」 年未詳卯月十一日付け足利成氏感状写 (『茨城県史料 中世編Ⅳ』「秋田藩家蔵文書七」五)。
- (32) 前掲註 (11) 佐々木氏論文。
- (33) 「秋田藩家蔵文書」 (『茨城県史料 中世編Ⅳ』「秋田藩家蔵文書七」七)。
- (34) 「秋田藩家蔵文書」 (『茨城県史料 中世編Ⅳ』「秋田藩家蔵文書七」八)。
- (35) 「秋田藩家蔵文書」 (『茨城県史料 中世編Ⅳ』「秋田藩家蔵文書七」九)。
- (36) 前掲註 (31)。
- (37) 前掲註 (11) 佐藤氏論文。
- (38) 前掲註 (11) 佐々木氏論文。
- (39) 前掲註 (44) 『家譜』「佐竹」義実項。
- (40) 「那須文書」 年未詳七月二十九日付け足利成氏書状写・年未詳五月一日付け足利成氏書状写 (『栃木県史 史料編中世Ⅱ』「那須文書」六六・八六)。いずれも年未詳であるが、当時の情勢から康正元年に比定できる。
- (41) 島村圭一「宇都宮等綱に関する一考察」(『太平臺史憲』十一号、一九九二年。のち、江田郁夫編『シリーズ・中世関東武士の研究 第四巻 下野宇都宮氏』戎光祥出版、二〇一一年に収録)。
- (42) 『鎌倉大草紙』(『群書類従 第二十輯』)。
- (43) 「御内書案」 長禄四年四月二十八日 (『続群書類従 一三三下』)。
- (44) 「御内書案」 長禄四年十月二十一日 (『続群書類従 一三三下』)。
- (45) 前掲註 (11) 佐藤氏論文。
- (46) 『家譜』、前掲註 (11) 佐々木氏論文。
- (47) 「阿保文書」(『戦国遺文 古河公方編』三三三)。
- (48) 前掲註 (24)・(31)。
- (49) 「御内書案」 長禄四年十月二十一日付け宇都宮四郎(明綱)・小山下野守(持政)・那須越後守(持資)・佐野伯耆守充て御内書案 (『続群書類従 二二三下』)。
- (50) 「御内書案」 長禄四年四月二十八日・寛正三年十二月二十六日・寛正五年八月十七日付け御内書案など (『続群書類従 一三三下』)。
- (51) 前掲註 (11) 佐藤氏論文。
- (52) 「本願寺文書」 年未詳九月二十二日付け細川持之書状写 (『栃木県史 史料編中世Ⅳ』「本願寺文書」七)。年未詳だが、内容から嘉吉の乱に際して発給されたことが判るので、嘉吉元年に比定できる。

- (53) 「東京大学白川文書」(『白』六一四)。
- (54) 「早稲田大学白川文書」(『白』六一五)。
- (55) 「東京大学白川文書」年未詳十一月二十一日付け佐竹義憲書状(『白』五三七)。
- (56) 「國學院大學白河結城文書」年未詳九月六日付け小山持政書状(『白』六一二)。
- (57) 前掲註(41) 島村氏論文。
- (58) 「御内書案」文正元年六月三日(『統群書類従 一三三下』)。
- (59) 前掲註(44) 『家譜』「佐竹」義実項。

